附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「算定政令」という。）第一条　平成二十三年度分の事務費負担金

二　算定政令第五条第七項及び第八項並びに附則第二条　平成二十三年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十三年度分の事務費交付金

四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条　平成二十三年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十六号

平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項並びに第三十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成二十四年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十六とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成二十四年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十四年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う防衛省の職員の給与の特例等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七十七号

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う防衛省の職員の給与の特例等に関する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項並びに国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第九条第一項、同項において読み替えて準用する同法附則第八条第一項、同法附則第九条第二項及び同法附則第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（俸給の減額方法の特例）

第一条　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「で除して得た額」とあるのは、「（以下この項において「年間所定勤務時間数」という。）で除して得た額から、俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を年間所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第十九条第一項において読み替えて準用する同法第九条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同法第十九条第一項において読み替えて準用する同法第十四条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては同項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいい、同法第十九条第一項において読み替えて準用する同法第十五条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては同項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいい、同法第十九条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は階級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合をいい、同条第三項の規定の適用を受ける職員にあつては同項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する額を減じた額」とする。

2　平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第四項の規定は適用せず、同項に規定する減額職員に対する前項の規定により読み替えて適用する同令第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を年間所定勤務時間数で除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額（俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属する職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を年間所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額と、俸給月額」と、「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から当該相当する額を減じた額に」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合計額」とする。